

瀬戸市立瀬戸養護学校学則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年9月25日

瀬戸市教育委員会

委員長 上川和子

瀬戸市教育委員会規則第1号

瀬戸市立瀬戸養護学校学則の一部を改正する規則

瀬戸市立瀬戸養護学校学則（平成22年瀬戸市教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;"><u>瀬戸市立瀬戸特別支援学校学則</u></p> <p>(目的)</p> <p>第1条 <u>瀬戸市立瀬戸特別支援学校</u>（以下「学校」という。）は、学校教育法（昭和22年法律第26号。以下「法」という。）第72条の規定に基づき、肢体不自由者に対して、小学校、中学校及び高等学校に準ずる教育を施すとともに、障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的とする。</p>	<p style="text-align: center;"><u>瀬戸市立瀬戸養護学校学則</u></p> <p>(目的)</p> <p>第1条 <u>瀬戸市立瀬戸養護学校</u>（以下「学校」という。）は、学校教育法（昭和22年法律第26号。以下「法」という。）第72条の規定に基づき、肢体不自由者に対して、小学校、中学校及び高等学校に準ずる教育を施すとともに、障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的とする。</p>

第1号様式及び第2号様式中「瀬戸市立瀬戸養護学校長 殿」を「（宛先）瀬戸市立瀬戸特別支援学校長」に改める。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。